

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、次の政治団体は、平成28年6月1日以降は、同法第8条の規定の適用については同法第6条第1項の規定による届出をしていないものとみなされたので、同法第17条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成 28 年 8 月 8 日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 一 史

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届 出 先
維新の党衆議院北海道第3選挙区支部	小和田 康文	中村 英次郎	札幌市豊平区水車町2丁目5番10-704号	事務局